

富山大学名誉博士称号授与規則

平成19年 2月20日制定

令和 6年 3月26日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学（以下「本学」という。）における名誉博士の称号の授与に関し必要な事項を定める。

(授与の要件)

第2条 名誉博士の称号は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 学術文化の発展に特に顕著な貢献があり、本学において顕彰することが適当と認められる者
- (2) 本学の教育研究の発展に関して、国際的観点からその功績が特に顕著であった者

(推薦及び授与手続)

- 第3条 理事、特命理事及び部局等の長は、前条に該当する者がある場合は、別記様式1によりその者を名誉博士候補者（以下「候補者」という。）として学長に推薦する。
- 2 前項の場合において、部局等の長が候補者を推薦するときは、当該部局等の教授会等の議を経るものとする。
- 3 学長は、第1項の推薦があったとき、又は学長が推薦する候補者があるときは、教育研究評議会の議を経て、名誉博士の称号を授与する。
- 4 教育研究評議会において、名誉博士の称号授与の議決をするためには、出席者の3分の2以上の同意を得るものとする。

(名誉博士記の交付)

第4条 名誉博士の称号を授与するときは、別記様式2の名誉博士記を交付して行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年2月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式1

年 月 日

富 山 大 学 長 殿

推薦者職・氏名

名誉博士候補者推薦書

下記の者は、名誉博士の称号を授与するにふさわしいと認められますので、関係書類を添えて推薦します。

記

(フリガナ)

氏 名

生年月日

性 別

国 籍

*関係書類として、推薦理由、経歴、功績の調書を添付すること。

別記様式 2

		名博第	号
名 誉 博 士 記			
国 籍			
氏 名			
1 あなたは学術文化の発展に特に顕著な貢献をされましたので本学はその貢献に対して富山大学名誉博士の称号を授与しその栄誉を顕彰します			
2 あなたは本学の教育研究の発展に関して国際的観点から特に顕著な功績を挙げられましたので本学は富山大学名誉博士の称号を授与しその栄誉を顕彰します			
年 月 日			
		富山大学	大学の印

備考

- 1 第2条第1号又は第2号の授与要件により上記1又は2を選択する。
- 2 授与に当たっては、必要に応じて外国語による翻訳文を添付する。